

商品概要説明書

多目的ローン（一般型C）

(2022年4月1日現在)

商品名	多目的ローン（一般型C）					
ご利用いただける方	<p>○地区内に在住または在勤の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満20歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。</p> <p>○継続して安定した収入のある方。</p> <p>○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当J Aが定める条件を満たしている方。</p>					
資金使途	<p>○見積書・注文書・契約書・領収書等によって資金使途が確認できる生活に必要とすご資金（借入申込から過去3か月以内にお支払済みの資金を含む。）または事業性資金とします。</p> <p>（他金融機関・信販会社等からお借入中の各種ローンお借換資金とお借換えに伴う諸費用についても対応可能です。）</p> <p>ただし、負債整理資金等は除きます。</p> <p>なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができるものとします。</p> <p>○医療・介護費用が資金使途の場合、2親等以内の家族にかかる資金も対象とします。</p>					
借入金額	○10万円以上500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。					
借入期間	○6か月以上10年以内とします。					
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○お借入利率には、年1.65%の保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>					
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。					
担保	○不要です。					
保証人	○当J Aが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。					
団体信用生命共済	<p>○ご希望により当J A所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。ただし、事業資金は除きます。</p> <table border="1" data-bbox="528 1982 1339 2076"> <tr> <td>団体信用生命共済名</td> <td>加算利率</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.30%</td> </tr> </table>		団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.30%
団体信用生命共済名	加算利率					
団体信用生命共済（特約なし）	年0.30%					

9大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ただし、事業資金は除きます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.30%</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…5,500円 ②一部繰上返済の場合…無料</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は11,000円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店（所）または金融部（電話：047-339-1113）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aいちかわ